

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令について（再施行）

令和2年7月20日
在ドミニカ共和国日本国大使館

20日、国家非常事態宣言、及び同宣言下における措置にかかる大統領令が発出されましたが、同措置の概要は次のとおりです。

1 夜間外出禁止（7月21日から20日間（8月10日早朝まで））

（1）サントドミンゴ県、国家特別区、サンティアゴ県、サン・クリストバル県、ラ・ベガ県、プエルト・プラタ県、ドゥアルテ県、サンペドロ・デ・マコリス県、ラ・ロマーナ県、サンファン・デ・マグアナ県、ラ・アルタグラシア県、アスア県、モンセニョール・ノウエル県、サンチェス・ラミレス県、マリア・トリニダード・サンチェス県

月～金曜日：午後7時から翌午前5時まで

土及び日曜日：午後5時から翌午前5時まで

（2）上記以外の県

全ての曜日：午後8時から翌午前5時まで

（3）医療従事者、急病人の随行者、商品運搬、民間警備、マスコミ、ゴミ収集等の社会基盤サービス従事者、国際便での出発到着旅客等は例外的に外出禁止時間帯も移動可。

2 公共の場（公共目的で使用される私有地を含む）でのマスク着用の義務化（未着用の場合は罰則の対象となります。）

なお、今回の措置についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。

○<https://presidencia.gob.do/noticias/presidente-danilo-medina-establece-toque-de-queda-diferenciado-en-todo-el-territorio>

○<https://twitter.com/PresidenciaRD/status/1285268876125667329/photo/1>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp